

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	教育委員会の保管する自己情報の訂正・削除・中止の諾否決定
根拠法令及び条項	那覇市個人情報保護条例第13条～第15条
審 査 基 準	
那覇市個人情報保護条例 <別紙のとおり>	
標準処理期間	30日以内(延長した場合は60日を限度)
所管部署	教育委員会 担当課
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

那覇市個人情報保護条例

(訂正を請求する権利)

第 13 条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保管する自己を本人とする個人情報に誤りがあると認めるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による訂正の請求について準用する。

(削除を請求する権利)

第 14 条 何人も、実施機関が第 6 条の規定による収集等の制限を超え、又は第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に反して自己を本人とする個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対しその削除を請求することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による削除の請求について準用する。

(中止を請求する権利)

第 15 条 何人も、実施機関が第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定に反して自己を本人とする個人情報の目的外利用等をしている(当該行為をしようとしている場合を含む。)と認めるときは、当該実施機関に対しその中止を請求することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による中止の請求について準用する。